

議案第100号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

高齢者部分休業の導入を踏まえ、高齢者部分休業の承認を受けている職員に対する部分休業の承認は、当該高齢者部分休業の時間を減じて行うこととする必要があるため、本案を提出いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は」を「、」に改め、「による介護時間」の次に「又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年葛飾区条例第 号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業」を、「当該介護時間」の次に「又は当該高齢者部分休業」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。